

7 これまでの労働安全衛生の取組み

産業廃棄物処理の業界は、業界の成長とともに労働災害も増加傾向にあり労働災害の減少を図るため、(社)全国産業廃棄物連合会ではこれまで、安全衛生活動への取り組みのための基盤を整備し、業界としての安全衛生活動の促進を呼びかけてきました。

ここでは、その経過と併せて今回のリスクアセスメントの導入をどのように位置づけているかについて説明します。

(1) モデル安全衛生規程

業界として事業場における安全衛生管理体制を構築するための法的遵守事項及び労働災害防止のために実施すべき事項を明確にするため、労働安全衛生法を基本として産業廃棄物処理業界の共通的な事項と個別的な事項について規定し、解説を加えた「モデル安全衛生規程及び解説」を平成15年に作成しました。

この規程は、次のような内容で構成されており、事業場が独自に安全衛生規程を作るための一助となっています。

第1章	総則
第2章	安全衛生管理体制
第3章	安全衛生教育、就業制限等
第4章	作業環境管理等
第5章	健康管理
第6章	安全衛生管理共通基準
第7章	収集運搬作業の安全衛生管理基準
第8章	中間処理作業の安全衛生管理基準
第9章	最終処分作業の安全衛生管理基準

「モデル安全衛生規程及び解説」をご覧になる場合は、厚生労働省のホームページから閲覧・印刷することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0303-1.html>

(2) 安全衛生チェックリスト

「チェックリストを使うことにより、漏れなく作業場の状況を確認し、モデル安全衛生規程で改善を図り、繰り返しチェックする」という目的で、(1)と同時に作成しました。

このチェックリストを使って事業場の労働安全衛生における実態を把握し、強みと弱みを確認します。そして、次に何をすべきかを検討し、問題のあるものについては(1)のモデル安全衛生規程を参考にして、対策事項を安全衛生管理計画等に反映し、改善に取り組み自主的に安全衛生水準の向上を図るようにします。

「安全衛生チェックリスト」をご覧になる場合は、厚生労働省のホームページから閲覧・印刷することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0303-2.html>

(3) ヒヤリ・ハット活動

作業者が経験した「ヒヤリとした、ハットした事例」を報告し、事故・災害の未然防止のための活動として推進しています。

ヒヤリ・ハット活動は、現場で働く労働者が自らの手で触り、目で見て、体験した危険を発見して報告することで、管理者は、こうした「危険」が災害の発生に結びつかないように排除するため、直ちに応急措置を行い、その後、速やかに抜本的な安全対策を行なうことによって、未然に災害を予防するものです。

この活動を実施することにより、労働者の危険なものを危険と感じる感受性を磨き、潜んでいる危険や小さな異常を的確に発見できる目を育てることで、安全衛生意識の高揚をさせることができます。

(4) リスクアセスメントの導入

今回、新たに導入することを勧めているリスクアセスメントは、「6 労働安全衛生のリスクアセスメントをはじめよう」でも述べたように、従来のような労働災害から学び、労働災害発生後の事後対策を行なうのではなく、自主的に職場に潜んでいる危険性又は有害性を見つけ出し、事前の的確な安全衛生対策を行なう先取りの予防的手段です。

しかし、これまでの活動と全く関係ないわけではなく、例えば、調査等の実施対象の選定として(3)ヒヤリ・ハット活動によって報告された「危険な事象が発生した作業」を挙げていますので、これまでに蓄積したヒヤリ・ハットの記録が、情報として有効に活用されます。

また、危険性又は有害性の特定の際には、作業標準、作業手順等を活用して行うこととしており(1)モデル安全衛生規程の第32条で作業手順書を作成すること定めていることから、これに基づき作業手順書を整備している事業場では有効に活用され、更には不備な点を見直すことができます。

これまでの活動を実施していなかった事業場は、リスクアセスメントを実施できないわけではありません。まずは、リスクアセスメントからはじめてみてはいかがでしょうか。もし、更なる安全衛生水準の向上をお考えなら、(1)～(3)の活動を改めて行なうことをご検討ください。

